

陳情第 6 0 号		受理年月日	令和 7 年 9 月 3 日
付託委員会	建設建築委員会		
件名	農道の維持管理について		
要 旨 この地に家を建て、65 年になる。我が家のすぐそばには田んぼがある。当時は田んぼばかりであったが、今は住宅地が広がっている。農道は水路と排水路を兼ねて市が整備し、人が通りやすいようにコンクリートの蓋がかけられている。ところが、いつの間にか、農道の蓋がかかっている水路ぎりぎりに、農道が田んぼの一部として取り込まれてしまっており、農道幅が水路の幅と同じになってしまった。人も自転車も並んで通ることができていたのに、簡単に離合もできなくなってしまった。危険だという事で市がポールも立てている。 田んぼの持ち主は代変わりし、抗議をしても知らん顔である。しかし、農道が田んぼに取り込まれていることは、現場に行ってみれば誰の目にも明らかである。誰が通ってもよい、市が管理する農道であるため、地主に交渉し、元のように通りやすくしてほしいと小倉南区役所まちづくり整備課に何度も足を運んだ。まちづくり整備課は、字図や過去の記録も調べ、農道が田んぼに取り込まれていることは認めたが、水路を入れた時の記録がもう残っていないことや、法務局で調べることのできる字図も古いもので、新たに測量が必要との事であった。解決の道筋ができたと言ったが、予算の関係で、優先順位が低くなるとのことである。 予算が足りないと言って、このまま不当に農道を取り込んだ地主の行為を認めてしまうことは許されない。市は市民に対し、公平であるべきである。このまま放置することは、市の管理責任を放棄するものである。一考を求め、こうした市民の訴えに応える予算を確保するよう求める。 陳情項目 1 農道の維持管理のために年度予算を確保すること			